

お知らせ

産業医等による 個別訪問指導のご案内

医師会所属の認定産業医、保健師が貴事業場を訪問し、健康管理指導を行います。

西野田地域産業保健センターは、50人未満の企業の健康管理を援助するための、国(厚生労働省)からの委託事業ですので、費用は、すべて**(無料)**です。



(企業、個人の秘密は厳守されます。)

労働安全衛生法第66条の4

事業者は、労働者の健康診断を実施した結果、異常の所見があると診断された労働者について医師の意見を聴かなければならない。

健康診断を実施した結果、異常所見(有所見)の診断があった労働者について、法律に基づく医師の意見を聴きたい。また、過重労働による健康障害についての医師による助言指導をして欲しい。等なんでもご遠慮なくご相談下さい。

まずは、

コーディネーターにご相談ください

コーディネーターにご一報下されば、直ちに、貴社ご担当者と連絡・調整のうえ、医師会の産業医等が訪問し、相談、指導、その他産業保健に関する資料・情報等の提供をさせていただきます。



西野田地域産業保健センター

此花区西九条5-3-60 西野田労働基準協会内

コーディネーター 加藤栄一

連絡先

090-1243-1791

06-6462-4451 (西野田労働基準協会)

平成20年4月1日から

常時50人未満の労働者を使用する事業場で、
長時間労働者への医師による面接指導の実施が
義務付けられました

平成18年4月1日より常時50人以上の労働者を使用する事業場では、労働安全衛生法の改正により、脳・心臓疾患の発症を予防するため、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対し、事業者は医師による面接指導を実施することが義務づけられました。

これが、平成20年4月1日から常時50人未満の労働者を使用する事業場でも義務付けられました。

時間外・休日労働時間（休憩時間を除き1週間当たりの労働時間が40時間を超えた場合に、その超えた時間をいいます）が1ヶ月当たり100時間を超えて疲労の蓄積が認められる労働者が労働安全衛生法第66条の8に基づく面接指導の対象となります。

時間外・休日労働時間の算出方法

時間外・休日労働時間は、以下の計算式で算出します。

時間外・休日労働時間数

$$= 1\text{ヶ月の総労働時間数} - (\text{計算期間}(1\text{ヶ月間})\text{の総暦日数} / 7) \times 40$$

$$[1\text{ヶ月の総労働時間数} = \text{労働時間数} + \text{延長時間数} + \text{休日労働時間数}]$$



西野田地域産業保健センター

無料です!

まずは下記コーディネーターまで
(企業、個人の秘密は厳守されます。) **がお手伝いします。**

西野田地域産業保健センター

此花区西九条5-3-60 西野田労働基準協会内

コーディネーター 加藤 栄一

連絡先

090-1243-1791

06-6462-4451 (西野田労働基準協会)

また、下記医師会事務所で毎日9時から17時まで健康相談窓口を開設しています。

せいぜいご利用ください。

担当医師会(所在地等)

西淀川区医師会

(西淀川区姫島6丁目3-36
西淀川公害医療センター内)
電話 06-6471-0543

此花区医師会

(此花区西九条5丁目4-24
此花会館4階)
電話 06-6462-0572

福島区医師会

(福島区大開2丁目1-5)
電話 06-6461-1533